

大学予約採用希望生徒の皆さん・保護者様

令和 9 年度大学等奨学生予約採用における

きょうだいの情報の申告について

令和 7 年度税制改正により、住民税では特定親族にならない 18 歳早生まれである者も、要件を満たすことで「子ども」として扱うことになる旨、日本学生支援機構から案内がありました。裏面のチャートを確認いただき、該当する場合は下記アドレスから入力してください。詳しくは、別添の“奨学金の審査における早生まれの者の取扱いについて”をご覧ください。

〈申告が必要となる者〉

予約採用に申し込む本人に、生年月日が 2007 年 1 月 2 日～4 月 1 日のきょうだいがおり、そのきょうだいが年収 123 万円超 160 万円以下であるとき

申告の期間は、7 月 1 日（水）から 8 月 10 日（月）です。

申告がない場合は、「子ども」の数への加算は行われませんので、ご注意ください。

○（独）日本学生支援機構ホームページ

【2027 年度大学等予約採用申込者専用】18 歳早生まれのきょうだいの申告について
アドレス

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/hayaumare.html#18>

令和 8 年 7 月 10 日

兵庫県立小野高等学校 事務室

奨学金の審査における早生まれの者の取扱いについて (多子世帯の「子ども」カウント)

1. 特定親族特別控除に関する多子世帯の「子ども」の扱い

日本学生支援機構の給付奨学金及び貸与奨学金においては、令和7年度税制改正にて新たに地方税法に特定親族特別控除※1が創設されたことに伴い、学生世代(19歳～22歳)であって、年収123万円超160万円以下※2の特定親族を奨学金制度の多子世帯支援における「子ども」の数に加えることとなっています。

このたびは、1～3月において18歳(いわゆる早生まれ)の者※3は、年齢以外の要件が特定親族の要件に該当する場合であっても、判定の時点において特定親族の要件である19歳に至らないことから税制上は特定親族になりませんが、同学年の者との公平性の観点から、奨学金制度の多子世帯支援における「子ども」とみなす※4予定であることをお知らせいたします。

※1 令和7年度税制改正で個人住民税に新設された、扶養控除とは異なる税制上の控除です。令和8年度の住民税から適用されるため、令和8年度以降の税情報を利用する本機構の奨学金の選考等に影響します。納税者と同一生計の親族のうち扶養控除の対象にならない程度の一定の所得を得ている学生世代(19歳～22歳)の者を「特定親族」とし、特定親族の所得に応じて納税者の所得から控除を行う制度です。

※2 本紙ではわかりやすさの観点から年収で表記していますが、年収は目安であり、審査では年収ではなく税制上の「合計所得金額」により判定されます。

※3 令和9年度大学等進学者向け予約採用においては、生年月日が2007年1月2日～4月1日の者を指します。税制上、特定親族の年齢の判定は、12月末に行われることから、同学年である早生まれでない者(同学年の生年月日が4月2日～翌年1月1日である者)とは、特定親族になり得る時期が異なります。(18歳(いわゆる早生まれ)の者は、令和8年度の住民税の特定親族になりません)。

※4 本取扱いについては、文部科学大臣決定の改正を予定しています。

2. 申告が必要となる者

税制上の特定親族の年齢要件のみを満たさない一定程度の年収を有する18歳(早生まれ)の者も、多子世帯の判定における「子ども」とみなされます。本人が年収123万円超160万円以下であるが1～3月において18歳(いわゆる早生まれ)の者である場合には、特段の手続きは不要ですが、本人以外の者(本人のきょうだい)が該当する場合、別途申請者本人からの申告が必要となります。今年度に申告が必要となるのは、予約採用に申し込む本人に生年月日が2007年1月2日～4月1日のきょうだいがおり、そのきょうだいが年収123万円超160万円以下であるときです。

○ 早生まれの者を含む「子ども」カウント追加イメージ(給与収入のみの場合)

年齢等 年収	学生世代(19歳～22歳)		18歳早生まれ		左記以外
	本人	本人以外	本人※	本人以外	本人・本人以外
123万円以下 (扶養親族)	子ども	子ども	子ども	子ども	子ども
123万円超 160万円以下	子ども	子ども (申告必要)	今回の改正箇所 子どもとみなす	子どもとみなす (申告必要)	対象外
160万円超	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外

【例】奨学金申込者Aに2人のきょうだいBとCがあり、申込者本人AときょうだいBが生計維持者の税制上の扶養親族であり、かつ、きょうだいCが18歳(いわゆる早生まれ)の者で年収が140万円(税制上の扶養親族にも特定親族にも該当しない)の場合、きょうだいCについて別途申告することにより、「子ども」がA、B、Cの3人となるため、申込者は多子世帯に属していると判定されます。

※ 18歳(いわゆる早生まれ)である申込者本人については、現在パブリック・コメント中の独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成16年政令第2号)の改正により、特定親族特別控除が適用された場合と同額の控除を行う予定です。予約採用(高校3年生)においては、申込者本人が18歳早生まれに該当するのは既卒者等に限られます(例えば、令和9年度大学等進学者向け予約採用で対象になり得るのは生年月日が2007/1/2～4/1の者です)。

3. 本取扱いの適用開始時期等

令和8年度住民税を用いる判定(令和9年度大学等進学者向け予約採用)から適用します。

本取扱いの申告に必要な書類もその他の提出が必要な書類同様、生徒等から機構へ直接提出いただくため、学校における取りまとめは不要です。申込者が行う手続きにつきましては、6月中(予定)に貸与・給付部より別途ご連絡いたします。また、同時期に手続きに必要な情報等を機構ホームページに掲載する予定です。

- ・ 修学支援新制度における授業料等減免やJASSOによる給付奨学金・貸与奨学金の「多子世帯」に該当するかどうかの判定のために、JASSOは申込者の世帯の「子ども」の数を確認します。
- ・ JASSOでは、申込等の際に申込者自身や生計維持者のマイナンバーを提出していただきますが、申込者に「年収と年齢がある範囲にある申込者のきょうだいがいるかどうか」の情報を得ることができません。
- ・ 下のチャートを参考に、該当するきょうだいがいる申込者は「多子世帯」の判定のために申告をしてください。

あなた(申込者)に申告が必要かどうかの確認 Yes/Noチャート

